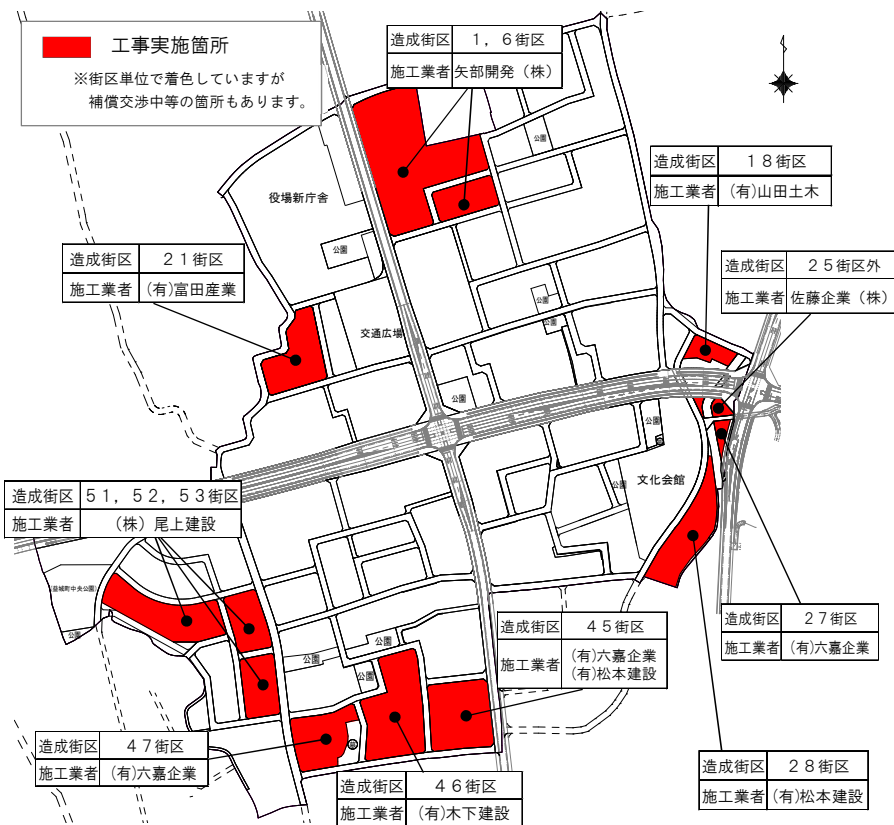


3. 工事のお知らせ

現在、以下の着色箇所の街区のうち、補償交渉等が完了した箇所から宅地造成及び道路工事を実施しています。工事期間は、できる限りの環境対策や工事車両の安全通行等に努めて作業を行います。また、学校も再開しましたので、地域の皆様とともに子ども達の安全な通学に配慮して参りますのでご協力をお願いいたします。

■工事実施箇所図



◇益城中央被災市街地復興土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

◆お問い合わせ先

〒861-2295 上益城郡益城町木山594 益城町役場 仮設庁舎2F
 益城町 復興整備課 まちづくり推進室 電話：096-289-2930 (直通)
 〒861-2211 上益城郡益城町大字福原790
 熊本県 益城復興事務所 区画整理工務課 電話：096-234-7314 (直通)

◆ホームページ

【益城町】 <https://www.town.mashiki.lg.jp/>
 【熊本県】 <https://www.pref.kumamoto.jp/>

区画整理だより

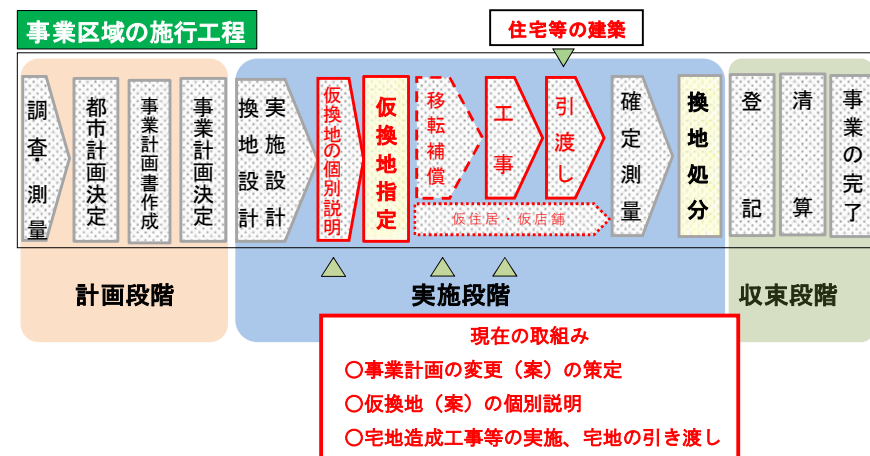


日頃より土地区画整理事業へのご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度の新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な影響を受けている皆様へ心よりお見舞い申し上げます。さて、本事業ではこれまでに第3期目までの仮換地指定を行い、準備が整ったところから順次工事に着手しており、今月末に一部宅地を権利者の方に引き渡すことになりました。残る宅地につきましても、一日でも早く引き渡しできるよう努めて参ります。

また、引き続き第4期以降の仮換地指定に向けて関係権利者の皆様と協議・調整を進めて参ります。今後とも、事業に対するご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 土地区画整理事業の現在の取組みについて



■事業計画の変更(案)の策定

宮園地区の公園及び公民館敷地の配置変更や、道路線形の調整等が必要になったことから、事業計画の変更(案)を策定しました。今後皆様にその内容について、ご説明して参ります。詳しくは2, 3ページに記載しています。

■仮換地(案)の個別説明

第4期以降の仮換地指定に向けて、引き続き仮換地(案)の個別説明や調整を丁寧かつ迅速に進め、同意を得られた街区等から、順次、土地区画整理審議会に諮問し、仮換地指定を行って参ります。

■宅地造成工事等の実施

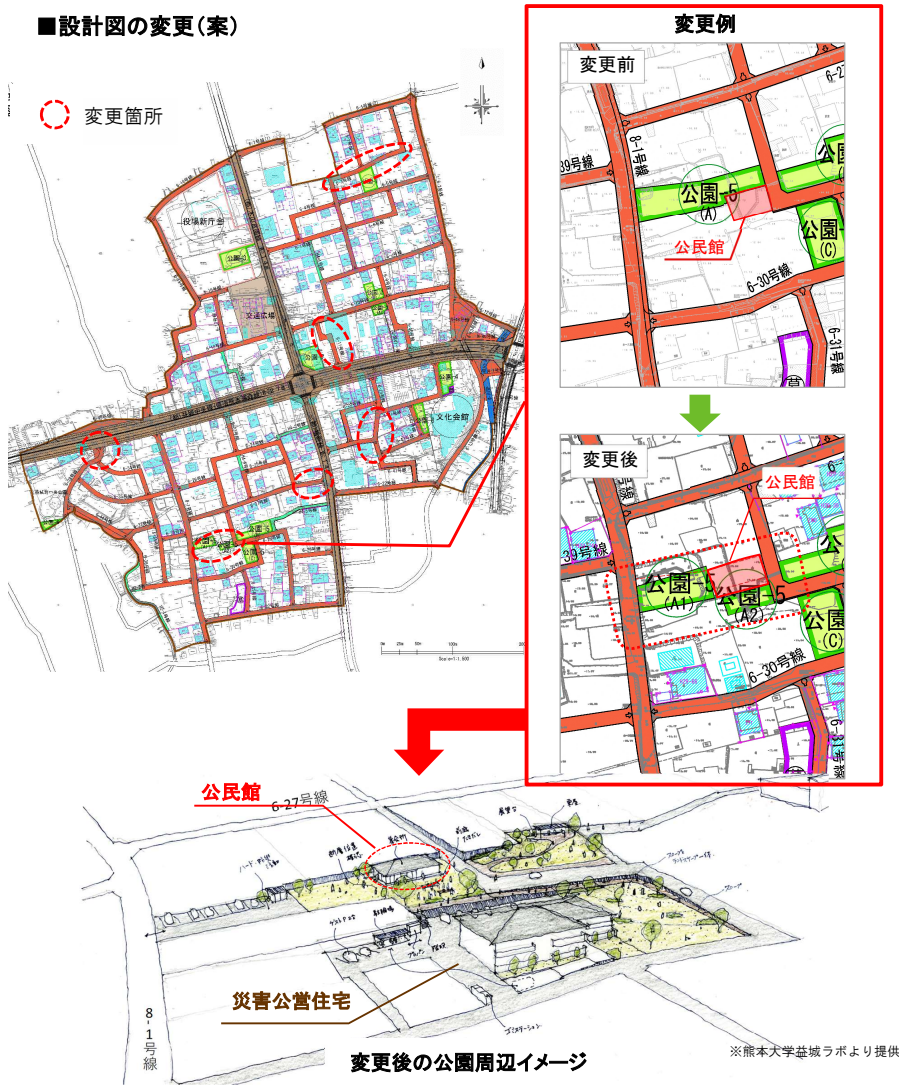
現在、仮換地指定を行い補償交渉等が完了した箇所から宅地造成及び隣接する道路等の工事に順次着手しています。詳しくは4ページに記載しています。

2-1. 事業計画の変更(案)等に係る個別説明について

この度、宮園地区の公園及び公民館敷地の配置変更に係る益城町の要請や、道路線形の調整等が必要になったことから事業計画の変更(案)を策定しました。

変更(案)の策定に伴い、これまでは説明会を開催し、関係権利者の皆様に説明してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「3密」の条件がそろいやすい集会場等での説明会に代えて、権利者の皆様に対して個別に説明させていただきます。個別説明の日程につきましては、後日担当者よりご連絡を差し上げますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

■設計図の変更(案)



2-2. 縦覧及び意見書提出について

公園の配置変更や道路線形の調整等に伴い、事業計画の変更が必要となりますので、下表のとおり変更(案)の縦覧及び意見書の受付を行います。

縦覧及び意見書の提出期間や場所等については以下のとおりとなっています。

■事業計画変更(案)の縦覧及び意見書の【提出期間】について

	期間及び受付時間	備考
事業計画 変更(案) の縦覧	【縦覧の期間】 令和2年7月10日(金)～令和2年7月23日(木) 【受付時間】 8時30分～17時15分	縦覧期間は土日祝も含まれます
意見書の 提出	【意見書の提出の期間】 令和2年7月10日(金)～令和2年8月6日(木) 【受付時間及び提出期限】 ○直接提出：8時30分～17時15分 ○郵送：令和2年8月6日(木)当日消印有効 ○FAX・メール：令和2年8月6日(木)17時15分まで	意見書の提出期間は土日祝も含まれます

■事業計画変更(案)の縦覧及び意見書の【提出場所】について

縦覧及び意見書の提出場所	変更案の縦覧	意見書の提出
① 熊本県都市計画課 益城復興推進室 所在地 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 電話 096-333-2526 FAX 096-387-1152 E-mail toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp	○	直接提出 郵送 FAX・メール
② 益城復興事務所 区画整理工務課 所在地 上益城郡益城町大字福原790 電話 096-234-7314(直通)	○	直接提出のみ
③ 益城町役場 復興整備課 所在地 上益城郡益城町大字木山594 電話 096-289-2930(直通)	○	直接提出のみ

※意見書の記載事項 意見書は定められた様式はありませんが、次の事項を記載ください。

○意見書提出者の住所、氏名及び連絡先、作成日

○意見書の提出の対象である事業計画の案の名称

(例) 熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更案に対する意見書

○土地区画整理法第55条第5項の規定により準用する行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭による意見陳述の申し出の有無

(例) 口頭意見陳述の申し出を行います(又は行いません)。